

○ 女性活躍推進法第24条に基づく公共調達に関する取組状況(令和3年度未設定事業)調べ

(別紙様式6)

所管府省名	二厚生労働省
独立行政法人等名	145 特殊法人 日本年金機構

二厚生労働省

145 特殊法人 日本年金機構

2 事由別未設定調達規模(⑥)		単位:件、円	
事由	件数	金額	
未設定調達規模計	7	161,366,370	
チェック欄			
a スケジュールに基づき、令和4年度中に評価項目を設定する事業			
b スケジュールに基づき、令和5年度以降に評価項目を設定する事業	1	27,500,000	
c 取組開始前に設定された長期継続契約等に基づく事業			
d 環境配慮契約法に基づく自動車の購入又は賃貸借	6	133,866,370	
e ワーク・ライフ・バランス等推進企業となりえない者のみを契約対象とする事業 ※地方公共団体のみを対象とするものや、個人事業主ではない個人のみを対象とする事業等			
f その他			

「f その他」に該当する事業の内訳				単位:件、円
事業名	件数	金額	評価項目を個別具体的に規定する法令又は閣議決定の有無	該当理由 ※ 具体的に記述
合計	0	0		
チェック欄				

⇒2 事由別未設定調達規模(⑥)の「f その他」と一致しない場合は「エラー」と自動表示されます。

※スケジュールに基づき、令和4年度または令和5年度以降に設定することを予定しているものは事由a～bに該当。
※欄が不足する場合は、適宜追加してください。

(参考:ワーク・ライフ・バランス等推進企業)
①女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)を受けた企業(労働時間に関する基準を満たすものに限る。)
②次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん、プラチナくるみん認定)を受けた企業
③若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)を受けた企業
④女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定した企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)